

石川県教育委員会事務局等組織規則等の主な改正内容

(1) 組織改正に伴う改正

教育機関等への指定管理者制度の導入、体育施設管理事務所の廃止及び各教育事務所の社会教育課の廃止に伴い、各規程から該当施設を削除し、各所属の分掌事務を変更

〔改正規則等〕

【規則】・石川県教育委員会事務局等組織規則

・教育長専決に関する規則

【訓令】・石川県教育委員会公印規程

・石川県教育委員会職員表彰規程

・石川県教育委員会文書管理規程

能都北辰高等学校練習船加能丸の人事異動を弾力的に行うため、配置する職ごとの人数を削除

〔改正規則等〕

【規則】・石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則

生涯学習課の職員を指定管理者に対し専門的技術的事項について意見を述べるとともに、事業への協力を行うため駐在させる地を指定

〔改正規則等〕

【告示】・石川県教育委員会事務局等組織規則の規定による駐在地の指定

(2) 副校長の設置に伴う改正

副校長の設置に伴い、副校長を各規程に位置づけ、整理

〔改正規則等〕

【訓令】・石川県立学校処務規程

・石川県教育委員会文書管理規程（再掲）

(3) 育児短時間勤務制度及び自己啓発等休業制度の導入に伴う改正

育児短時間勤務の手続き及び自己啓発等休業の手続きを追加

〔改正規則等〕

【訓令】・石川県教育委員会事務局等処務規程

・石川県立学校処務規程（再掲）